

令和7年5月1日

令和7年度及び令和8年度において、広島市及び広島市水道局が発注する別表の広島市発注工事分類表に掲げる建設工事の種類（以下「工種」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の要件及び当該資格の審査申請（以下「申請」という。）の手續等について、広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第3条第4項（同規則第19条第2項の規定により準用する場合を含む。）及び広島市水道局契約規程（昭和39年水道局規程第8号）第5条第4項（同規程第21条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實
広島市水道事業管理者 榊 原 茂

- 1 競争入札に参加しようとする者に必要な資格の要件（遊具設置工事に限って申請をしようとする者にあつては、(3)、(4)及び(8)は適用しない。）
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後3年（広島市長又は広島市水道事業管理者が3年の範囲内で別に期間を定めた場合にあつては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 競争入札に参加しようとする発注工事（発注する工事ごとの案件をいう。以下同じ。）に係る工種に対応する業種について、建設業の許可を受けていること。
 - (4) 競争入札に参加しようとする発注工事に係る工種に対応する建設業に関し、競争入札参加資格の審査の申請（以下「資格審査申請」という。）の日の1年7か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による審査をいう。以下同じ。）（経営事項審査申請日の直前の事業年度の終了日を審査基準日とするものに限る。）を受け、かつ、当該経営事項審査（資格審査申請の日の1年7か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を2回以上受けている場合にあつては、資格審査申請の日直近において受けた経営事項審査）に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において年間平均完成工事高及び総合評定値の記載があること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けている者にあつては、次のアからエまでに掲げる日を審査基準日とする経営事項審査に限る。

 - ア 会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者にあつては、更生手続開始の決定の日以後の事業年度の終了日

イ 会社更生法に基づく更正計画認可の決定を受けた者にあつては、更生計画認可の決定の日以後の事業年度の終了日

ウ 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者にあつては、再生手続開始の決定の日以後の日

エ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者にあつては、再生計画認可の決定の日の直前の事業年度の終了日又は再生計画認可の決定の日以後の日

- (5) 広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成8年7月1日施行。以下「取扱要綱」という。）第11条第1項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）又は第2項若しくは第3項若しくは第11条の3第1項（いずれも取扱要綱第11条第1項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- (6) 取扱要綱第11条の4第1項又は第2項（いずれも取扱要綱第11条第1項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札に参加することができなとされた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- (7) 資格審査の申請（入力）の時に広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 資格審査の申請（入力）の時に健康保険法（大正11年法律第70号）の適用事業所の事業主若しくは厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用事業所の事業主若しくは同法第10条第2項の同意をした事業主又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用事業の事業主にあつては、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法の規定による届出をしていること。
- (9) 広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第4条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

2 資格審査の申請手続

(1) 申請方法

申請者は、インターネットを利用して広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)「事業者向け情報」から「入札・契約情報」、「電子入札」、「広島市電子調達システムポータルサイト」にアクセスし、「業者登録受付システム」により、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、別記に掲げる書類1部を下記(3)の期限までに郵便等により提出すること。

(2) 申請（入力）期間

ア 令和7年度1回目：令和7年 6月 2日（月）から同年 6月 6日（金）まで

イ 令和7年度2回目：令和7年 9月 1日（月）から同年 9月 5日（金）まで

ウ 令和7年度3回目：令和7年10月27日（月）から同年10月31日（金）まで

エ 令和7年度4回目：令和8年 1月19日（月）から同年 1月23日（金）まで

広島市の休日定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（同入力時間内に入力・送信を完了させること。）

(3) 提出書類の提出期限

ア 令和7年度1回目：令和7年 6月20日（金）必着

イ 令和7年度2回目：令和7年 9月19日（金）必着

ウ 令和7年度3回目：令和7年11月14日（金）必着

エ 令和7年度4回目：令和8年 2月 6日（金）必着

(4) 補正等について

申請書類の補正を求めた場合又は追加で書類の提出を求めた場合において、指定した期限までに補正又は書類の提出が行われなかったときは、当該申請に係る競争入札参加資格の認定を行わない。

(5) 送付（提出）先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎15階） 行

電話（082）504-2280（直）

3 資格審査及び結果の通知

前記1に掲げる資格要件に適合しているかどうかについて、前記2の申請手続により提出された書類により審査した結果は、後記6に掲げる日の前に、登録のあったE-mailアドレス宛てに電子メールを送付することによって通知する。なお、競争入札参加資格を有すると認定した者を「令和7年度及び令和8年度建設工事競争入札参加資格者名簿」に登載する。

また、前記1に掲げる資格要件に適合すると認められる者で、等級による格付を行う工種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事）を申請しているものについては、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものを合計した総合数値に基づき当該工種ごとに等級を付与する。

(1) 経営事項審査評価事項

経営事項審査に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書中申請している工種に対応する総合評定値（P）

(2) 広島市評価事項

申請事業者の工事の施工状況等及び社会貢献活動について評価した点数。

広島市評価事項の項目並びにその評価基準及び該当した場合の評価点数については、次の表のとおりとする。

項 目		評 価 基 準 及 び 該 当 す る 場 合 の 評 価 点 数
ア	前2か年完成工事平均成績の状況	競争入札参加資格の有効期間の初日の属する年の前年及び前々年における申請事業者の広島市発注工事に係る工種別の前2か年完成工事平均成績（取扱要綱第4条第3項に規定するグループ経審を受けた一の企業集団又は取扱要綱第6条第5項に規定する持株会社化経審に係る一の企業集団に属する申請事業者が2以上ある場合にあっては、これらの申請事業者が受注した広島市発注工事の全てに係る工種別の前2か年完成工事平均成績）の状況について、広島市請負工事成績評定要領（昭和50年4月1日施行）による評定点数に基づき、工種ごとに次に定める算式により算出した点数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入した点数） (ア) 前2か年完成工事平均成績が70点を超える場合 （前2か年完成工事平均成績－70）×10 (イ) 前2か年完成工事平均成績が60点以上70点以下の場合又は前2か年完成工事平均成績を有しない場合 点数なし (ウ) 前2か年完成工事平均成績が60点未満の場合 （前2か年完成工事平均成績－60）×10 (ア)から(ウ)までに掲げる前2か年完成工事平均成績は、申請事業者の各年の評定点数の平均点数（その数に小数第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
イ	指名停止等の状況	競争入札参加資格の有効期間の初日の属する年の前年及び前々年の期間において、広島市長が申請事業者に対して指名停止等を行っていた状況に応じ、次に定める算式により算出した点数の合計点数 (ア) 指名停止 （－10点）×指名停止の期間の月数 (イ) 資格取消 （－10点）×競争入札に参加させない期間の月数 (ウ) 文書注意 （－6点）×文書注意を受けた回数 (エ) 口頭注意 （－2点）×口頭注意を受けた回数 (ア)又は(イ)の期間に1月に満たない端数（日数）がある場合は、当該端数を切り

項 目		評 価 基 準 及 び 該 当 す る 場 合 の 評 価 点 数
		捨てる。
ウ	まちの美化活動の取組状況	申請事業者が、次のいずれかに該当する場合 5点（地元事業者（取扱要綱第2条第6項に規定する地元業者をいう。以下同じ。）が該当する場合にあっては、8点） (7) 申請の日前5年以内に、「広島市環境美化功労者表彰」を受けている場合 (イ) 申請の日前1年以内に、本市の区域内の場所を対象として、「広島市まちの美化に関する里親制度」、「広島市クリーンボランティア支援事業」、「広島県アダプト制度」又は「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」による清掃活動を事業所として行った実績がある場合 (ロ) 申請の日前1年以内に、公共団体又は公共的団体が広島市の区域内の公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）を対象として行った清掃活動に、事業所として2回以上参加した実績がある場合
エ	花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況	申請事業者が、申請日において、「花と緑の広島づくりネットワーク」に登録し、かつ、次のいずれかに該当する場合 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点） (7) 広島市の区域内に所在する町内会、商店街振興組合等の地縁団体と協働して、事業所として地域における花壇づくりに取り組んでいる場合 (イ) 「広島市グリーン・パートナー事業（協賛金に係るものを除く。）」に参加し、事業所として花壇の維持管理を行っている場合 (ロ) 「広島市ふれあい樹林事業」に参加し、事業所として緑地保全のための維持管理活動を行っている場合
オ	「ひろしま型地域貢献企業」の認定状況	申請事業者が、申請日において、本市の「ひろしま型地域貢献企業」の認定を受けている場合。ただし、営業所ごとに認定を受けている場合にあっては、認定を受けている営業所が建設業法上の営業所等（広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、請負契約の締結その他入札及び契約の相手方になろうとするものに限る。）であるときのみ加点とする。 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）
カ	子育て支援の取組状況	次のいずれかに該当する場合 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点） (7) 申請事業者が、申請日において、次のa又はbに掲げる事業者の区分に応じ、それぞれに定める事項に該当している場合 a 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項の規定に基づいて一般事業主行動計画を策定し、かつ、所轄都道府県労働局長に当該行動計画を届け出ている場合 b 常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者 次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定に基づいて策定した一般事業主行動計画の実施等に関し、同法第13条又は第15条の2の規定により厚生労働大臣の認定を受けている場合 (イ) 申請事業者又は申請事業者が構成員となっている団体が、申請の日前5年以内に、子どもの見守り活動の実施に関し、「広島市安全なまちづくり功労表彰」を受けている場合 (ロ) 申請事業者又はその代表者が、申請の日前5年以内に、内閣府の「子供と家族・若者応援団表彰」を受けている場合

項 目		評 価 基 準 及 び 該 当 す る 場 合 の 評 価 点 数
キ	男女共同参画の取組状況	次のいずれかに該当する場合 5点(地元事業者が該当する場合にあっては、8点) (7) 申請事業者が、申請日において、次のa又はbに掲げる事業者の区分に応じ、それぞれに定める事項に該当している場合 a 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第7項の規定に基づいて一般事業主行動計画を策定し、かつ、所轄都道府県労働局長に当該行動計画を届け出ている場合 b 常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づいて策定した一般事業主行動計画の実施等に関し、同法第9条又は第12条の規定により厚生労働大臣の認定を受けている場合 (4) 申請事業者が、申請の日前5年以内に、「広島市男女共同参画推進事業者表彰(一般表彰又は特別表彰)」(旧称「広島市男女共同参画推進事業所表彰」)を受けている場合 (7) 申請事業者又はその代表者が、申請の前5年以内に、内閣府の「女性のチャレンジ賞」、「女性のチャレンジ支援賞」又は「女性のチャレンジ賞特別部門賞」を受けている場合 (エ) 申請事業者が、申請の日前5年以内に、厚生労働省の「均等・両立推進企業表彰」を受けている場合 (カ) 申請事業者が、申請日において、申請工種に係る建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する国家資格を有する女性技術者(役員である者及びこれらの規定に掲げる技術者となった後1年を経過しない者を除く。)を1年以上継続して雇用している場合 なお、(カ)に該当する場合にあっては、その女性技術者に係る申請工種の評価点数として加点する。
ク	若者の就業支援の取組状況	申請事業者が、申請の日前2年以内に、次のいずれかに該当する場合 5点(地元事業者が該当する場合にあっては、8点) (7) 厚生労働省が行う地域若者サポートステーション事業として、広島市の区域内に居住する若年無業者等を対象とした職場見学、就労体験を実施している場合 (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、短期大学、高等学校等(いずれも広島市の区域内に所在するものに限る。)が実施するインターンシップ又は中学校等(広島市の区域内に所在するものに限る。)が実施する職場体験において、学生又は生徒による就業体験等を1回以上受け入れている場合
ケ	青少年の雇用の促進等の取組状況	申請事業者が、申請日において、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づいて厚生労働大臣から認定を受けている場合 5点(地元事業者が該当する場合にあっては、8点)
コ	「女性と若者が輝く企業」の認定状況	申請事業者が、申請日において、本市の「女性と若者が輝く企業」の認定を受けている場合 8点(地元事業者のみが該当)
サ	失業者に関する雇用の取組	申請事業者が、申請の日前2年以内に、広島市の区域内に居住する失業者1人以上を次のいずれかに該当する労働者として採用し、申請日現在、雇用保険の被保険者として継続して雇用している場合(2人以上あるときは、そのい

項 目	評 価 基 準 及 び 該 当 す る 場 合 の 評 価 点 数
状況	れかの者)。なお、(1)及び(2)のいずれにも該当する場合にあっては、申請事業者が希望したいずれか一方のみの加点とする。 (7) 正社員 10点（地元事業者が該当する場合にあっては、15点） (イ) 申請事業者との間で期間の定めのない労働契約を締結している者のうち、正社員以外の者であって、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、時間当たりの基本給及び賞与、退職金等の算定方法等が同一の事業所に雇用される正社員のそれと同等であるもの、又は申請事業者との間で雇用期間を12か月以上とする有期労働契約を締結している者のうち、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される正社員のそれと同一であるもの 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）
シ 障害者に関する雇用の取組状況	申請事業者が、次のいずれかに該当する場合。なお、(7)及び(イ)のいずれにも該当する場合にあっては、申請事業者が希望したいずれか一方のみの加点とする。 (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定による身体障害者等である労働者の雇用状況に関する厚生労働大臣への報告義務がある場合にあっては申請日前直近の6月1日現在において、当該報告義務がない場合にあっては申請日において、その障害者雇用率が次のいずれかに該当する場合 a 障害者雇用率が5.0%以上である場合 10点（地元事業者が該当する場合にあっては、15点） b 障害者雇用率が2.5%以上5.0%未満である場合 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点） 上記の障害者雇用率は、報告義務の有無にかかわらず、同法に規定するところにより算定するものとする。 (イ) 申請日において、広島市障害者就労支援モデル事業所認定・顕彰制度実施要綱第2条第2号に定める基準を満たすものとして広島市障害者就労支援モデル事業所の認定を受けている場合 8点（地元事業者が該当する場合にあっては、12点）
ス 刑務所出所者等又は暴力団離脱者の雇用・支援の取組状況	申請事業者が、申請日において、次のいずれかに該当する場合 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点） (7) 広島保護観察所に協力雇用主として登録され、かつ、申請の日前2年以内に、次のいずれかに該当する場合 a 広島市の区域内に居住する保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合。なお、雇用形態については、問わない。 b 広島市の区域内に居住する保護観察対象者又は更生緊急保護対象者に対し、事業所見学会又は職場体験講習を実施した実績がある場合 (イ) 公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合
セ 災害時の地域貢献の状況	申請事業者が、次のいずれかに該当する場合。なお、(7)及び(イ)のいずれにも該当する場合にあっては、申請事業者が希望したいずれか一方のみの加点とする。 (7) 申請日において、広島市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱（平成18年6月1日施行）の規定に基づき、災害協力事業者として登録されている場合 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点） (イ) (7)に該当し、かつ、申請日の属する年度前5年度内において、広島市長又は広島市水道事業管理者が発注した災害関連工事（予算科目の款が「災害復旧費」として計上されているものに限る。）の受注実績がある場合 10点（地元事業者が該当する場合にあっては、15点）

項 目		評 価 基 準 及 び 該 当 す る 場 合 の 評 価 点 数
ソ	消防団協力事業所の認定状況	申請事業者が、申請日において、広島市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成26年11月1日施行）に基づく認定を受けている場合 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）
タ	エコアクション21又はISO14005の認証・登録の状況	申請日において、申請事業者の、広島市の区域内に所在する建設業法上の営業所等（広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、請負契約の締結その他入札及び契約の相手方になろうとするものに限る。）が、次のいずれかに該当する場合（ISO14001に適合している旨の認証を受けていることについて、経営事項審査において評価されている場合を除く。） 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点） (ア) 一般財団法人持続性推進機構が運営するエコアクション21認証・登録制度に基づき、エコアクション21の認証・登録（認証・登録の対象活動範囲に建設業が含まれているものに限る。）を受けている場合 (イ) 公益財団法人日本適合性認定協会が認定した環境マネジメントシステム認証機関（ISO14001に係る認証機関）が行うISO14005の検査に合格し、その認証又は登録を受けている場合
チ	建設業労働災害防止協会への加入	申請日において、申請事業者の、広島市の区域内に所在する建設業法上の営業所等（広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、請負契約の締結その他入札及び契約の相手方になろうとするものに限る。）が、建設業労働災害防止協会へ加入をしている場合 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）

※ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた申請事業者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた申請事業者について、取扱要綱第5条第2項の規定により総合数値を付与する際には、上記の表に掲げるところにより算定する点数に、次に定める算式により得られる点数（1点未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を加えたものを広島市評価事項の点数とする。

（経営事項審査評価事項の点数と同表に掲げるところにより算定する点数とを合算して得た点数）×
（0.8以上1.0以下の範囲で、申請のあった都度広島市長が申請事業者の更生手続開始又は再生手続開始に係る状況に応じて定める数値－1）

4 等級の設定方法について

等級による格付を行う工種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事）に係る等級の設定方法（等級ごとの総合数値の範囲）については取扱要綱別表第1において定めているが、これを改定した場合には、広島市ホームページにおいて公表する。

5 資格の有効期間

- (1) 競争入札参加資格の有効期間は、広島市長及び広島市水道事業管理者が定める日（以下「有効期間開始日」という。）から令和8年度の末日までとする。ただし、令和9年度においても令和9年度及び令和10年度の建設工事に係る競争入札参加資格の有効期間開始日の前日までの間は、なお効力を有する。
- (2) 競争入札参加資格は、資格の有効期間内に入札公告等を行う建設工事の競争入札に参加することができる資格とする。
- (3) 令和8年度の資格の有効期間内に入札公告等を行う競争入札のうち、落札者等を決定するまでの間に令和9年度及び令和10年度の有効期間開始日が到来したものについては、(1)にかかわらず、当該競争入札に参加する者に限り、落札者等を決定する時までは、令和8年度の資格がなお有効に存続するものとみなす。

6 有効期間開始日

- (1) 令和7年度1回目：令和7年 8月下旬（予定）

- (2) 令和7年度2回目：令和7年10月下旬（予定）
 - (3) 令和7年度3回目：令和7年12月下旬（予定）
 - (4) 令和7年度4回目：令和8年3月下旬（予定）
- 7 国土交通大臣又は都道府県知事の実施する経営事項審査について
- 申請をしようとする者（遊具設置工事のみを希望する者を除く。）は、経営事項審査を受け、その審査基準日が申請（入力）日の1年7か月前の日以後の日である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。
- 経営事項審査を受けなかった場合、経営事項審査を受けても申請（入力）日において審査基準日から1年7か月を経過している経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出した場合、申請を希望する工種の年間平均完成工事高の実績を有しない場合又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に総合評定値の記載がない場合、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」に対応する欄に「無」が記載されているものを提出した場合（ただし、審査基準日においては「無」であったが、その後適正に加入した場合はこの限りでない。）は、競争入札参加資格を認定しない。
- 8 工種ごとの建設工事の内容について
- 別表の広島市発注工事分類表において区分するとおりとする。
- 9 等級の変更について
- 競争入札参加資格の認定の際に等級を決定した場合、その有効期間中、等級の変更は行わない。
- 10 資格認定後の辞退について
- 競争入札参加資格の認定後において、特段の理由なく競争入札参加資格を辞退した場合は、当該競争入札参加資格の認定通知書に記載された有効期間内においては、申請を受け付けない。
- 11 申請書の内容変更等の届出について
- (1) 申請書提出後、競争入札参加資格の認定前に、申請事項（建設業の許可、所在地、電話番号、商号又は名称、代表者氏名、使用印鑑、委任関係、資本金等）に変更が生じた場合には、広島市財政局契約部工事契約課へ連絡すること。また、競争入札参加資格の認定後に、認定事項に変更が生じた場合には、インターネットを利用し、広島市のホームページ「事業者向け情報」から「電子入札」、「広島市電子調達システムポータルサイト」にアクセスし、「業者登録受付システム」により変更事項を入力・送信の上、出力した申請書等を広島市財政局契約部工事契約課（前記2(5)イ）へ郵送等により直ちに提出すること。
 - (2) 営業の廃止等の理由により、申請書の提出後に申請を取り下げの場合にあっては競争入札参加資格審査申請取下書を、競争入札参加資格の認定後に競争入札参加資格を辞退する場合にあっては競争入札参加資格辞退届を、直ちに広島市財政局契約部工事契約課へ提出すること。

別表

広島市発注工事分類表

建設業の許可を受けなければならない建設業の種類	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
土木工事業	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築工事業	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事業	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事業	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事 (※) ただし、プレストレストコンクリート工事にあつては、「橋梁上部工事」等、総合的な企画・指導調整を要する工事は土木一式工事に含む。	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事（※） ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事業	石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事業	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事業	電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事業	管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事業	鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事業	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事業	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

建設業の許可を受けなければならない建設業の種類	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
板金工事業	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事業	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事業	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事業	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事業	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事業	機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事業	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事業	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設置工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造園工事業	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事業	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事業	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事業	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事業	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事業	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事業	解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事
	遊具設置工事		公園等遊具設置工事

建設工事競争入札参加資格審査申請書類一覧

- 1 競争入札参加資格審査申請書（「業者登録受付システム」から印刷するもの。「業者登録受付システム」から印刷する申請受付内容を含む。）
- 2 使用印鑑届（「業者登録受付システム」から印刷するもの）
- 3 委任状（入札契約権限を、その使用人に対し、継続して委任しようとする場合。「業者登録受付システム」から印刷するもの）
- 4 口座振替依頼書（新規申請の場合又は振替口座を変更等する場合。「業者登録受付システム」から印刷するもの）
- 5 法人にあつては法人登記の履歴事項全部証明書（写し可。発行年月日が申請（入力）日の3か月前の日以降のもの）
個人にあつては身分証明書（写し可。証明年月日が申請（入力）日の3か月前の日以降のもの）及び誓約書（個人申請用）（「業者登録受付システム」から印刷するもの）
- 6 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。「その3」、「その3の2」又は「その3の3」のいずれかの、未納の税額がない旨の証明書。証明年月日が申請（入力）日の3か月前の日以降のもの）（e - T a xを利用して電子納税証明書（PDF形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷したものでも可）
- 7 広島市への納税義務がある場合にあつては広島市税の納税証明書（写し可。納付すべき市税の滞納がない旨の証明書。証明年月日が申請（入力）日の3か月前の日以降のもの）
広島市の区域内に事業所等を有さず、広島市への納税義務がない場合にあつては、その旨の申立書（「業者登録受付システム」から印刷するもの）
- 8 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し
 - (1) 申請（入力）日において経営事項審査の審査基準日から1年7か月を経過していないものに限る。
 - (2) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況が「有」又は「除外」となっているものに限る。ただし、審査基準日においては「無」であったが、その後適正に加入した場合はこの限りでない。
 - (3) 遊具設置工事に限って申請をしようとする者にあつては、不要
- 9 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可（同条第3項の規定による建設業の許可の更新を含む。）を受けていることが確認できる書類
 - (1) 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」において発行される、建設業許可を表示したPDFファイルを印刷したもの（記載の発行日が申請（入力）日以降のもの）又は建設業許可証明書、建設業許可確認書若しくは建設業許可通知書（写し可。証明年月日又は通知年月日が申請（入力）日の3か月前の日以降のもの）
 - (2) 遊具設置工事に限って申請をしようとする者にあつては、不要
- 10 営業所一覧表
- 11 営業所等調査兼実態調査同意書（広島市の区域内に所在する営業所等の長が入札契約権限を有する場合に限る。）
- 12 定形郵便物（50g以内）における郵便料金相当額の普通切手（建設工事に係る競争入札への参加を初めて希望する者及びパスワード再発行希望者に限る。）
- 13 管工事に係る申請者で浄化槽工事の施工を希望するものにあつては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第33条第3項の規定に基づく特例浄化槽工事業者の届出受理通知書（広島県知事への届出に係るものに限る。）の写し
- 14 遊具設置工事に限って申請をしようとする者にあつては、決算書の写し（2か年分）
（以下は広島市評価事項の評価希望者に限る。）
- 15 広島市評価事項の実績調査及び評価基準に該当することが確認できる書類